

日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて

クレアシオン・キャピタル株式会社

クレアシオン・キャピタル株式会社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れることを表明します。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、お客様の中長期的な投資リターンの拡大を図るというスチュワードシップ責任を果たすべく、企業との対話を重視するとともに、適切な議決権の行使などの活動を実践します。

当社は、スチュワードシップ責任を果たすことにより、お客様の期待に応え、企業の成長と発展に取り組み、社会の貢献に資するべく努力してまいります。

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、当社及び当社関係会社とお客様との間、並びにお客様間において利益相反取引が生じる可能性があることを認識しております。例えば、当社又は当社の関係会社が財務アドバイザーを務めるM&Aや資金調達等の案件が想定されますが、当社では、上記のような利益相反が生じる恐れのある投資活動は、これを未然に禁止することを原則としております。

また、当社は、これらの利益相反によりお客様の利益が不当に損なわれることがないように、「利益相反管理ガイドライン」を定め、利益相反防止に向けた法令遵守体制を構築しております。本ガイドラインは、お客様からの要請があれば個別に提供いたします。

また、当社では、リスク管理・コンプライアンス委員会にて、利益相反を管理・防止するべく努めております。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資先企業との対話や継続的な調査により、財務情報に加え、経営戦略やガバナンスなどの非財務情報の取得により、当該企業の状況の的確な把握に努めてまいります。

こうした活動を通じて企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握し投資判断へ反映してまいります。

原則4．機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、中長期的な視点から投資先企業の持続的な成長を促すことを目的とした対話を通じて、当該企業と認識の共有を図るように努めてまいります。

当該企業の状況やその方向性が、中長期的な視点からみて企業価値を毀損するおそれがあると考えられる場合にはさらなる対話を通じて改善に向けた取り組みを促すような努力を継続します。

また、当社は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識して行います。

原則5．機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえて、当該企業の持続的成長に資するべく「議決権行使のためのガイドライン」を目安として議決権を行します。同ガイドラインは、当社のホームページに公表しております。

当社が投資一任契約を締結する資産で、保有することが公になっていない投資先企業の議案については、公表しません。

なお、お客様からの要請があった場合、議決権行使の記録を提供します。

原則6．機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果しているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、議決権の行使状況や投資先企業との対話など、スチュワードシップ活動について、お客様の要請があれば個別に報告いたします。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための能力の向上と態勢の改善に向けて努力を継続します。また、「議決権行使ガイドライン」についても必要に応じて見直しを行います。

当社は、定期的にスチュワードシップ・コードの実施状況を自己評価いたします。なお、その結果については、お客様からの要請があった場合に個別に報告いたします。

原則 8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は、機関投資家向けサービス提供者ではありません。